

区分	内容
一般健康診断 (法令による健康診断)	既往歴・自覚症状・身長・体重・BMI・腹囲測定 視力・聴力・胸部X線デジタル撮影 ※2・血圧・尿検査（尿蛋白・尿糖） 貧血検査（赤血球数・血色素量） 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT） 血中脂質検査（TG・HDLコレステロール・LDLコレステロール） 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）・心電図検査（安静時）・診察 腎機能検査（クレアチニン・eGFR） ※1
雇入時の健康診断	既往歴・自覚症状・身長・体重・BMI・腹囲測定 視力・聴力・胸部X線デジタル撮影・血圧・尿検査（尿蛋白・尿糖） 貧血検査（赤血球数・血色素量） 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT） 血中脂質検査（TG・HDLコレステロール・LDLコレステロール） 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）・心電図検査（安静時）・診察 腎機能検査（クレアチニン・eGFR） ※1
海外派遣労働者の 健康診断	既往歴・自覚症状・身長・体重・BMI・腹囲測定 視力・聴力・胸部X線デジタル撮影 ※2・血圧・尿検査（尿蛋白・尿糖） 貧血検査（赤血球数・血色素量） 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT） 血中脂質検査（TG・HDLコレステロール・LDLコレステロール） 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）・心電図検査（安静時）・診察 腎機能検査（クレアチニン・eGFR） ※1 【医師が必要と判断したときに実施しなければならない項目】 ○腹部画像検査（胃部X線検査、腹部超音波検査） ○血中の尿酸の量の検査 ○B型肝炎ウイルス抗体検査 ○A B O式およびR h式の血液型検査（派遣前に限る） ○糞便塗抹検査（帰国時に限る） 【医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目】 ○身長の検査：20歳以上の場合 ○喀痰検査：胸部X線検査によって病変の発見されない者 ：胸部X線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
特定業務従事者の 健康診断	既往歴・自覚症状・身長・体重・BMI・腹囲測定 視力・聴力・胸部X線デジタル撮影 ※2・血圧・尿検査（尿蛋白・尿糖） 貧血検査（赤血球数・血色素量） 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT） 血中脂質検査（TG・HDLコレステロール・LDLコレステロール） 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）・心電図検査（安静時）・診察 腎機能検査（クレアチニン・eGFR） ※1

※1) クレアチニン・eGFRは、第3期特定健康診査の内容等一部改正及び厚生労働省平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」に対応するため、平成30年度より新たに追加いたしました。クレアチニン・eGFRは、医師が必要と認めた場合に実施することが望ましい項目となりますので、法定健診（安衛生法第66条1項及び安衛則43・44・45条に基づく健診）以外の検査項目として扱います。

※2) 喀痰検査は省略基準告示に準じ実施しておりません。

【特定業務従事者の健康診断において医師が必要でないと認める場合の項目の省略基準】

区分	省略できる項目または代替方法	
前回実施項目	前回の健康診断において貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査または心電図検査を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができます。	
	身長検査	20歳以上の場合
	腹囲検査	○40歳未満の者（35歳の者を除く）
		○妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
		○BMIが20未満である者
	喀痰検査	○自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）
○胸部X線検査によって病変の発見されない者 ○胸部X検査によって結核発病のおそれがないと診断された者		
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満（35歳を除く）	
代替方法	聴力検査については、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者、または45歳未満の者（35歳および40歳の者を除く）については、医師が適当と認める聴力（1,000Hzまたは4,000Hzの音に係る聴力を除く）の検査をもって代えることができます。	